

# 山梨県ソフトバレーボール連盟規約

## 第一章 名称及び事務所

第1条 本連盟は、山梨県ソフトバレーボール連盟と称する。

第2条 本連盟の事務所は、会長の定めるところにおく。

## 第二章 目的および事業

第3条 本連盟は、山梨県バレーボール協会の友好協力団体として、特にソフトバレーボールの健全な普及発展に努め、加盟団体相互の連携・協力を促進することを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトバレーボールの普及講習会と競技会の実施
- (2) 日本ソフトバレーボール連盟および山梨県バレーボール協会の委託事業
- (3) その他、必要と認める事業

## 第三章 組 織

第5条 本連盟は、第3条の趣旨に賛同する加盟団体をもって組織する。

## 第四章 役 員

第6条 本連盟に次の役員をおく

会 長	1名	理 事	若干名
副 会 長	若干名	評 議 員	若干名
理 事 長	1名	幹 事	2名
副 理 事 長	若干名	専 門 部 員	若干名
常 任 理 事	若干名		

2. 会長は評議委員会で推挙する。
3. 副会長は評議委員会で推挙し、会長が委嘱する。
4. 理事長、副理事長、常任理事は理事の互選により、会長が委嘱する。
5. 理事は、評議委員の互選により、会長が委嘱する。なお、必要に応じて、会長の推薦により理事を委嘱することができる。
6. 評議委員は各加盟団体から1名ずつ選出し、会長が委嘱する。
7. 監事・専門部員は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第7条 本連盟に顧問および参与をおくことができる。

2. 顧問および参与は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第8条 会長は本連盟を統括し、代表となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事長は本連盟の常務を掌理する。

4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。

5. 常任理事および理事は常務を処理する。

6. 評議員は本連盟の重要事項を審議する。

7. 監事は会計を監査する。

8. 専門部員は、各専門部が掌理する業務を処理する。

9. 顧問および参与は会長の諮問に応ずる。

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない、欠員による任期は、前任者の残存期間とする。

## 第五章 会 議

第10条 本連盟に次の会議をおく。

(1) 常 任 理 事 会

(2) 理 事 会

(3) 評 議 員 会

第11条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、緊急事項を処理する。

第12条 理事会は前条役員と理事をもって構成し、常任理事会より委託された事項を審議する。

第13条 評議員会は前条役員と評議員をもって構成する。

第14条 すべての会議は、必要に応じて会長が召集し議長になる。ただし、評議員会は毎年1回開催する。

2. すべての会議は役員総数の過半数の出席を必要とし、議決は出席者の過半数をもって成立する。

3. 可否同数の場合は議長の決するところによる。

第15条 第4条の事業を推進するため、必要に応じて総務、競技、審判、指導普及などの専門部をおくことができる。

## 第六章 会 計

第 16 条 本連盟の経費は加盟登録金、大会参加料、補助金、寄附金及びその他の収入によって支弁する。

第 17 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 付 則

- 1．本規約は平成元年 4 月 1 日より施行する。
- 2．平成 5 年 7 月 17 日一部改正（第 4、6、7、8、10、11 条改正）
- 3．平成 9 年 4 月 25 日一部改正（第 6、7 条改正）
- 4．平成 11 年 2 月 27 日一部改正（第 6 条 6 を追加し、関連する条文を修改正）